

## 一般社団法人和歌山県サッカー協会専門委員会規程

### 第1章 総則

#### 【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会定款第39条の規定に基づき設置された専門委員会に関する事項を定め、もって一般社団法人和歌山県サッカー協会の業務の適正な遂行に寄与することを目的とする。

#### 【委員会】

第2条 一般社団法人和歌山県サッカー協会には、専門委員会として総務委員会、技術委員会、審判委員会、規律・フェアプレー委員会及びスポーツ医学委員会を設置する。

### 第2章 総務委員会

#### 【名称】

第3条 本委員会は、一般社団法人和歌山県サッカー協会総務委員会という。

#### 【目的】

第4条 本委員会は、一般社団法人和歌山県サッカー協会の他の委員会に属さない業務を担当し、主に財源の確保と登録者数(サッカーファミリー)の増加並びに施設の充実を図ることを目的とする。  
2 社会貢献及び国際交流事業を行うことを目的とする。

#### 【構成】

第5条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員 (イ) 各担当  
(ロ) その他(学識経験者等)

#### 【選任】

第6条 本委員会の委員長は、総務委員会で選任し、理事会で承認する。  
2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

#### 【任期】

第7条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。  
2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

#### 【実務】

第8条 本委員会は、次の実務を行う。  
(1) 収益的事業に関すること。  
(2) 各種別大会等の情報提供・広報に関すること。  
(3) 施設の充実・確保及び使用調整に関すること。  
(4) 登録者数の増加に関すること。  
(5) 社会貢献事業及び国際交流事業に関すること。  
(6) 他の委員会に属さないこと。

#### 【開催】

第9条 本委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。  
2 本委員会は、委員長が招集する。  
3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

### 第3章 技術委員会

#### 【名称】

第10条 本委員会は、一般社団法人和歌山県サッカー協会技術委員会という。

#### 【目的】

第11条 本委員会は、一般社団法人和歌山県サッカー協会の加盟登録団体（チーム）と選手及び指導者の技術向上のための研究並びに強化育成及び指導を図ることを目的とする。

#### 【構成】

第12条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員 (イ) 各担当  
(ロ) その他（学識経験者等）

#### 【選任】

第13条 本委員会の委員長は、技術委員会で選任し、理事会で承認する。

2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

#### 【任期】

第14条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。

2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

#### 【実務】

第15条 本委員会は、次の実務を行う。

- (1) 選手の育成、強化に関すること。
- (2) 技術指導者の養成に関すること。
- (3) 指導者講習会及びコーチングスクールの開催に関すること。
- (4) 和歌山県選抜チームの監督・選手選考と強化指導に関すること。
- (5) トレセン活動及びエリート養成事業に関すること。
- (6) 技術の調査及び研究に関すること。
- (7) その他技術指導に関すること。

#### 【開催】

第16条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。

2 本委員会は、委員長が招集する。

3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

### 第4章 審判委員会

#### 【名称】

第17条 本委員会は、一般社団法人和歌山県サッカー協会審判委員会という。

#### 【目的】

第18条 本委員会は、審判員の強化、育成、インストラクター指導、割当及び広報を目的とする。

#### 【構成】

第19条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員 (イ) 各担当  
(ロ) その他（学識経験者等）

**【選任】**

第20条 本委員会の委員長は、審判委員会で選任し、理事会で承認する。

2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

**【任期】**

第21条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年2期とし、再任することができない。但し、特別に配慮を要する場合は、理事会の承認を経て1期のみ再任することができる。

2 前項の規定に関らず、委員はその担当を変更した場合は、再任することができる。

**【実務】**

第22条 本委員会は、次の実務を行う。

- (1) 競技規則の解釈適用に関すること。
- (2) 審判員の養成に関すること。
- (3) 公式競技のための審判員の派遣に関すること。
- (4) 審判員の賞罰に関すること。
- (5) 審判インストラクター等に関すること。
- (6) その他審判に関すること。

**【開催】**

第23条 本委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催する。

2 本委員会は、委員長が招集する。

3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

## 第5章 規律・フェアプレー委員会

**【名称】**

第24条 本委員会は、一般社団法人和歌山県サッカー協会規律・フェアプレー委員会という。

**【目的】**

第25条 本委員会は、競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査・審議及び懲罰案の決定及びフェアプレーに関する事項を目的とする。

**【構成】**

第26条 本委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当委員 1名
- (4) 委員 1種、2種、3種、4種、女子、フットサル、シニア、キッズ、技術、審判各委員長

**【選任】**

第27条 本委員会の委員長は、規律・フェアプレー委員会で選任し、理事会で承認する。

2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

**【任期】**

第28条 本委員会の委員長、副委員長及び各担当の任期は2年とし、再任することができる。

**【実務】**

第29条 本委員会は、次の実務を行う。

- (1) 本協会が主催、主管及び後援する試合で発生したチーム及び所属員に対する懲罰事項に関すること。
- (2) 加盟登録団体（チーム）及びその所属員の不正登録に関すること。
- (3) アマチュア規定に関すること。
- (4) フェアプレーの振興に関すること。
- (5) サッカー・フットサルに対する一般世評を悪化させる恐れのある事態の防止に関すること。

- (6) 懲罰に関する文書を作成すること。
- (7) その他規律に関し理事会より依頼されたこと。
- 2 前項第1号に関する懲罰の決定は、本委員会が行い、理事会に報告する。
- 3 第1項第2号ないし第7号に関する事項については、必要に応じ理事会に報告する。

**【開催】**

- 第30条 本委員会は、次のときに開催する。
- (1) 前条第1項に規定する事項に関し、審判員、大会実施委員長、加盟登録団体（チーム）及びその他から報告又は提訴があり、委員長が開催の必要を認めたとき。
  - (2) 理事会が、開催を要求したとき。
  - (3) 各委員会委員長及び専務理事が開催を請求したとき。
- 2 本委員会は、委員長が招集する。
  - 3 本委員会の議長は、委員長が委員の中から選任する。

## 第6章 スポーツ医学委員会

**【名称】**

第31条 本委員会は、一般社団法人和歌山県サッカー協会スポーツ医学委員会という。

**【目的】**

第32条 本委員会は、サッカー選手を医学的に健康管理し、運動能力を伸長させることを目的とする。

**【構成】**

- 第33条 本委員会に、次の委員を置く。
- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
  - (3) 経理担当委員 1名
  - (4) 委員 (イ) 各担当  
(ロ) その他（学識経験者等）

**【選任】**

- 第34条 本委員会の委員長は、スポーツ医学委員会で選任し、理事会で承認する。
- 2 本委員会の副委員長及び委員は、委員長が任命する。

**【任期】**

第35条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任することができる。

**【実務】**

- 第36条 本委員会は、次の実務を行う。
- (1) サッカー選手に対する健康管理並びに競技能力向上の援助に関すること。
  - (2) サッカー選手の外傷及び障害に対する予防、診断、治療及びリハビリテーション等に関すること。
  - (3) サッカー競技大会等の医事運営並びにチームドクターに関すること。
  - (4) サッカーを通じてスポーツ医科学の研究、教育及び普及活動に関すること。
  - (5) その他上記に準ずる必要な事項に関すること。

## 第7章 雑則

**【改廃】**

第37条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

**【附則】**

- 1 この規程は、平成23年3月7日より施行する。
- 1 この規程は、平成24年6月1日より施行する。
- 1 この規定は、令和5年11月1日より施行する。